

「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 2 年 7 月 1 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課

標記について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計 315 件の御意見をいただき、うち 305 件は本件に関する御意見、残り 10 件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見等の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見等の要旨	御意見に対する考え方
概要の 2 (1) アに関するご意見等 (事前調査に関するもの)		
1	建築物等の解体等の定義を明確にするべき。	「建築物等の解体等」は、厚生労働省において開催した「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会 (以下「検討会」という。)」の報告書 (令和 2 年 4 月 14 日公表。以下「検討会報告書」という。) を踏まえ、建築物、工作物又は船舶の解体又は改修を指し、当該定義を省令等に規定することとします。
2	工作物の定義があいまいなので、石綿則における工作物を定義すべき。	検討会報告書において、「「工作物」とは、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等の土地に固定されたものをいうこと。ビル、工場建屋等の建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーターや、製造・発電等に関連する反応槽等、ボイラー等、材料等の貯蔵設備、発電設備等、焼却設備、煙突及びそれらの間を接続する配管等の設備は工作物と整理すること。」とされています。これを踏まえて、工作物の定義は告示等でお示しする予定です。

3	<p>事前調査を行う対象について、「全ての材料及び全ての部屋（居室等）」と変更してはどうか。</p>	<p>事前調査を行う対象は、解体等の作業の対象となる建築物等の全ての材料であり、ご意見の対象範囲も含まれます。</p>
4	<p>アスベスト含有建材を明確にした上で調査の範囲や調査方法を明確にすべき。</p>	<p>国土交通省がまとめた「目で見えるアスベスト建材」のアスベスト含有建材の使用部位例にもあるように、石綿は様々な建材に使用されており、石綿が使用されている可能性のある建材を網羅的に示すことは困難だと考えています。</p>
5	<p>明らかに石綿を含有しない建材を例示してほしい。</p> <p>平成 18 年 9 月 1 日より以前に着工した建築物についても明らかに石綿が使われていないことが証明できる場合は、その証拠となる資料の提出で足りることとしてほしい。</p>	<p>検討会報告書において、石綿が含まれないことが明らかであるために事前調査が不要となるものとして、「木材、金属、石又はガラスのみで構成されているもの、畳、電球など」を例示しています。今後、同様の内容を通知でお示しする予定です。</p> <p>また、平成 18 年 9 月 1 日より前に着工した建築物について、分析調査によらず石綿含有なしと判断する場合には、設計図書、特定した商品名および当該商品等についてメーカーが石綿を含有していないことを証明した書面、材料の製造年月日等、判断根拠を調査結果として記録しなければならないことを通知でお示しする予定です。</p>
6	<p>石綿含有建材の同一材料範囲を除去業者に認識させる必要がある。</p>	<p>検討会報告書において、同一と考えられる材料の範囲に係る考え方（同一ロットのもの等）を示しており、今後この考え方も踏まえ、通知等で運用上の考え方をお示しする予定です。</p>
7	<p>どの時期での事前調査等を想定しているのか。</p>	<p>現行の石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）において、事前調査は、建築物等の解体等の作業を行うときに、あらかじめ行わなければならないこととされています。</p>
8	<p>着工年月日の根拠として、工事請負契約書を明記いただきたい。また、工事請負契約書等が現存していない場合の見なし着工年月日の規定を設けていただきたい。</p>	<p>検討会報告書において、建築物等の着工年月日の確認については設計図書等で確認することとされており、これを踏まえて、設計図書に限定せず、文書による記録を確認する方法を規定します。また、文書による記録がない場合は、着工年月日を判断す</p>

		<p>る根拠がないことから、検討会報告書を踏まえ、目視等による調査を行わなければならないこととします。</p>
9	<p>目視及び設計図書により石綿等の使用の有無を確認する方法以外の調査方法について、明確にするべき。</p>	<p>検討会報告書において、以下のような調査方法が挙げられており、同様の内容を規定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿等の製造、使用等が禁止された平成18年9月1日以降に着工した建築物等については、着工日を確認する方法 ・ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成30年法律第61号）に基づいて有害物質一覧表確認証書がある船舶については、当該確認一覧表を確認する方法 ・ 過去に事前調査に相当する調査が行われている建築物等については、当該相当する調査の記録を確認方法
10	<p>既往の調査結果について、改正後に求める調査・分析方法と異なる場合は「アスベスト有り」との判断しか用いることができないこととするべき。</p>	<p>建築物等の事前調査の方法に関して、過去に調査が行われている場合、当該調査の方法が改正後の事前調査と同じ方法（設計図書等の文書及び目視による方法）で行われている場合にのみ、事前調査に相当する調査として、当該調査の記録を確認することで足りることとしました。</p> <p>即ち、過去に行われている調査が改正後の事前調査と異なる方法で行われている場合は、別途事前調査を行う必要があります。</p>
11	<p>「必要な知識を有する者」との規定では不十分であり、公的な資格制度として公的機関が管理する必要がある。</p>	<p>検討会報告書において、建築物の事前調査を行う者については、一定の講習（現行の建築物石綿含有建材調査者講習（座学による講義受講及び筆記試験合格により修了）を想定）を修了した者等でなければならないこととされています。これを踏まえ、石綿則においては、調査資格者を「必要な知識を有する者」と規定した上で、告示で「必要な知識を有する者」が建築物石</p>

		綿含有建材調査者講習修了者等であることを規定します。
12	<p>事前調査者をどのように増員し質を維持するのか。</p> <p>建設業の許可業者全ての事業所に1名以上の石綿に関する知識を持った者を配置しなければ、この省令は徹底できない。</p>	<p>必要な知識を有する者による事前調査に係る規定は令和5年10月1日に施行する予定であり、それまでの間、全国的な講習実施の実績を有する災害防止団体等の協力をいただきながら、必要な知識を有する者が必要な人数確保されるよう講習実施体制の整備を行う予定です。</p>
13	<p>建築物石綿含有建材調査者に対し、工作物や船舶の知識や石綿含有材料の情報を提供するなど、工作物や船舶についても適切な事前調査が提供できる環境を早急に整えるべき。</p>	<p>検討会報告書において、工作物及び船舶の事前調査についても、その適切な実施を確保するため、調査を実施する者に一定の知識等を付与するための仕組みを構築すべきであるとされています。また、当該仕組みにおいて付与すべき知識の内容については、さらに検討を深める必要があるため、引き続き厚生労働省と関係機関が連携して検討を進めることとされており、これを踏まえ、今後改めて検討する予定です。</p>
14	<p>調査においては、設計図書等の確認、目視調査、試料採取、分析、評価作成の順に行われることになるが、必要な知識を有する者は全ての段階に直接従事する必要があるのか、あるいは全般の管理監督をすればよいのか。</p>	<p>事前調査を行うために必要な知識を有する者については、設計図書等の文書の確認及び目視による調査を、分析調査を行うために必要な知識及び技能を有する者については、採取した資料の分析を含む分析調査を行わせることを義務づけることとします。</p>
15	<p>事前調査は発注者や受注者と利害関係のない第三者が行うようにすべきである。</p>	<p>事前調査は、必要な知識を有する者として大臣が定める一定の講習を修了した者等に行わせることを義務づけることとします。なお、自社の労働者であっても、第三者であっても、必要な知識を有する者が事前調査を行うことで、調査の適切性は確保可能であると考えています。</p> <p>また、事前調査結果は3年間の保存を義務づけるとともに、一定規模以上の解体・改修工事は事前調査結果の届出を義務づけることとしており、保存されている事前調査結果や届出内容の労働基準監督署による確認、届出を踏まえた労働基準監督署によ</p>

		る実地調査など通じて、事前調査が適切に行われたか確認することなどにより、適切な事前調査を担保できると考えています。
16	「一戸建住宅」を対象とする調査者の業務内容は、既存の「一般的」建材調査者と何ら変わりはなく、わざわざ設ける必要は理由はない。	検討会報告書において、一戸建ての住宅及び共同住宅の専有部分に係る事前調査については、材料・規模・用途から調査対象となる材料の種類が限定されること等から、これらに特化した講習を修了した者による調査を可能とするとされており、一戸建て住宅等は、一戸建て住宅等に係る講習を修了した者による調査が可能である旨を告示でお示しする予定です。
17	事前調査は特定調査者を主体的な実施者として選任することとし、その補佐あるいは補助として一般調査者や一戸建て住宅等に特化した資格者を選任するよう義務付けるべき。	検討会報告書において、構造が複雑で、使用されている石綿含有建材も多様な一定規模以上の建築物については、特定調査者又は一定の実地経験を積んだ一般調査者によることを推奨するとされており、特定調査者については、こうした建築物に係る調査への活用を推奨する予定です。
18	特定調査者や一般調査者による事前調査の実施を、推奨ではなく義務とすべきである。	大臣告示において、建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く。）の解体等の作業については、一般調査者又は特定調査者等による事前調査の実施を義務づけることとします。
19	分析による調査を行わなければならないことを明記すべき。	現行の石綿則において、事前調査を行ったにもかかわらず、石綿の使用の有無が明らかにならなかったときは、事業者は、分析による調査を行わなければならないこととされています。
20	建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策検討会報告書（概要）には、建築物の事前調査を行う者について、同等以上の知識経験を有する者として一社のみ特定の団体名が入っており、不適當ではないか。	検討会報告書に記載している「日本アスベスト調査診断協会に登録された者」は、これまでも事前調査に関し石綿に関し「一定の知見を有し、的確な判断ができる者」に当たる者として、「石綿障害予防規則の施行について」（平成 17 年 3 月 18 日基発第 0318003 号、最終改正平成 30 年 10 月 23 日基発 1023 第 6 号）において認めてきた者であり、調査者の資格要件が施行される前までに当該要件に該当している者は、これま

		での取り扱いと同様に、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として取り扱うものです。
21	事前調査に係るマニュアルを作成し、これを流布させることが必要ではないか。	事前調査を含め、参考となる情報等についてはマニュアル等でお示しする予定です。
概要の2 (1) イに関するご意見等 (分析調査に関するもの)		
22	日本作業環境測定協会や日本繊維状物質研究協会のクロスチェックの合格者についても事前調査に対する分析が行えるように配慮していただきたい。	検討会報告書において、分析者は一定の講習を修了した者又はそれと同等以上の知識・経験を有する者でなければならないこととするとされています。これを踏まえ、石綿則では、分析者について、必要な知識及び技能を有する者に行わせなければならないことと規定した上で、これに該当する者の具体的な要件を告示及び通知等でお示しする予定です。
23	仕上げ塗材を分析する際は、主材と下地調整塗材を混合して分析するのか、分けて分析するのか。	分析の具体的な方法は、石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル等でお示ししています。
24	社会的なコンプライアンスを踏まえると、計量証明事業所による分析結果の証明が適切ではないかと思われる。現状では解体業者が自社で分析を行う場合、中立性に欠けるのではないかと思われる。	石綿則において、分析調査は、必要な知識及び技能を有する者として大臣が定める一定の講習を修了した者等に行わせることを義務づける予定です。必要な知識及び技能を有する者が分析調査を行うことで、適切な分析調査を確保可能であると考えています。 また、分析調査結果は、事前調査結果と同様に、3年間の保存を義務づけるとともに、一定規模以上の解体・改修工事は事前調査結果の届出を義務づけることとしており、保存されている分析調査結果や届出内容の労働基準監督署による確認、届出を踏まえた労働基準監督署による実地調査など通じて、分析調査が適切に行われたか確認することなどにより、適切な分析調査を担保できると考えています。
25	公的資格によって行われる確実な検査を義務づけしてもらいたい。	石綿則において、分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者は大臣

		が定めることとし、告示、通知等で具体的な要件をお示しする予定です。
26	「必要な技能や知識を有する者」であることが分析調査を依頼する側に分かるような資格証や証明書等を発行する仕組みとしていただきたい。	分析調査を実施する者の講習等に関する具体的な事項は、修了証明書等の発行を含め、告示、通知等でお示しする予定です。
概要の2（1）ウに関するご意見等（吹付石綿等について、例外的に分析調査を行わなくてもよい場合に関するもの）		
27	<p>安易にみなしで処理することで除去業者の処理量を超える恐れが高く、除去残しや養生の不備など適正な除去工事が実施されない事態が懸念される。</p> <p>みなし規定とは本来、石綿ありとみなすことなのに、世の中には無と判断して解体してしまう業者もいるため、今まで通り分析調査するべき。</p>	石綿が使用されているとみなす場合は、労働者のばく露防止のための措置（必要と思われる最も厳しいもの）を講じることが前提となります。みなす場合に、こうした措置が適切に講じられるよう、通知にも明記するとともに、引き続き履行確保のための指導に努めてまいります。
28	レベル1及び2についてもみなし規定を認めるのか。	<p>今回の改正においては、いわゆるレベル1建材である吹付材についても、労働者のばく露防止のための措置（必要と思われる最も厳しいもの）を講じることが前提に、石綿含有とみなせば分析をしなくてもよいこととします。</p> <p>なお、いわゆるレベル2建材である保温材等については、現行の石綿則において、石綿が使用されているとみなして分析調査を行わないことが可能です。</p>
29	クロシドライトなのか、クリソタイルなのか、アモサイトなのか、種類によって措置も異なることから、みなしは避けるべきである。	<p>吹付材について、石綿が使用されているとみなすということは、労働者のばく露防止のための措置（必要と思われる最も厳しいもの）を講じる（種類が分からない場合はクロシドライトであるとみなして措置を講じる）ことが前提となります。</p> <p>みなす場合に、こうした措置が適切に講じられるよう、引き続き履行確保のための指導に努めてまいります。</p>

概要の2 (1) エに関するご意見等 (事前調査等の結果の3年保存と作業場への備え付けに関するもの)		
30	<p>保存期間を30年又は40年とすべき。</p>	<p>検討会報告書において、事前調査結果の記録については、行政による店社に対する指導において関係書類として活用すること、事業者等が適切に石綿ばく露防止対策を講じる動機付けとすること等を目的とすることから、定期自主検査の記録の保存期間(3年間)などを踏まえ、3年間保存しなければならないこととされています。これを踏まえて、石綿則では、事前調査結果の保存期間を3年間とすることとします。</p> <p>なお、事前調査結果の概要は、石綿則第35条の規定に基づく労働者の作業の記録(40年保存)の記録項目に追加していません。</p>
31	<p>現場事務所を設置できないような小規模な解体工事現場では盗難や紛失を防止することが困難であることから、個人情報や機密情報保護の観点から備え付けを義務化するのには一定規模以上の解体現場に限定すべき。</p>	<p>事前調査結果の作業現場への備え付けは、作業に従事する労働者が、石綿含有材料の場所等の詳細情報を具体的に確認できるようにするためのものであるため、作業現場の規模の大小にかかわらず義務付ける必要があると考えています。</p> <p>なお、事前調査結果の現場の備え付けについては、必ずしも原本である必要はなく、写しでもよいこととしています。</p>
32	<p>公的機関が管理する等、いつでも参照可能な保存方法を検討いただきたい。</p>	<p>事前調査は、規模の大小にかかわらず、原則として全ての建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事において事業者が義務づけられており、当該事前調査を実施した事業者が事前調査等の結果を保存させ、労働基準監督署は必要に応じて保存されている事前調査結果を確認し、保存方法等が不適切であれば指導等を行うことで、適切な事前調査の実施及び結果の保存を確保することとしています。なお、作業に従事する労働者が事前調査結果を閲覧できるよう、事前調査結果の写しを作業場に備え付けなければならないこととします。</p>

33	事前調査の結果を作業現場に据え付ける期間は、除去等の完了までではなく、工事全体の完了までと定め、省令等に明示していただきたい。	事前調査結果の作業現場への備え付けは、作業に従事する労働者が、石綿含有材料の場所等の詳細情報を具体的に確認できるようにするためのものであることから、石綿に係る作業が終了した後も備え付けを義務づける必要はないと考えています。
34	備え付け及び保存する義務は誰にあるのか示していただきたい。	事前調査結果の保存及び作業現場への備付けは、作業を行う事業者に義務付けることとしています。
35	調査結果、除去対策計画、実施内容（環境モニタリングを含む）の台帳等を作成し行政側および事業者側で保存しておくことを提案する。すべての建築物解体の情報を保存することは無理があるので一定規模を超える事業とすることを提案する。	事前調査結果の保存は、事前調査が適切に実施されたかどうかを作業終了後においても確認できるようにすること等を目的としているため、作業を行う事業者が保存することを義務付けることとしています。 なお、石綿飛散の可能性は作業の規模に左右されないため、どの現場においても適切に事前調査が実施されたかどうかを確認できるようにする観点から、事前調査結果の保存は作業の規模によらず義務付けることとしています。
36	3年以上前に実施した調査を「分析調査」として代用できるのか。代用できる場合、いつから3年間なのか。	過去に分析調査が行われている場合は、その結果を活用することも可能です。 事前調査又は分析調査の結果の記録の保存期間は、作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日から3年間保存することとしています。
37	備え付けるだけでなく、その現場で作業するすべての労働者に周知徹底させることを義務化すべき。	御指摘のとおり、事前調査の結果を作業に従事する労働者に周知することは重要であると考えており、作業現場への備え付けに加え、事前調査結果のうち、調査場所及び石綿等の使用の有無の概要を労働者が見やすい場所に掲示することを義務づけることとしています。
概要の2（1）オに関するご意見等（事前調査結果の労働基準監督署への報告に関するもの）		
38	一定規模以上の解体工事については事前に労働基準監督署（あるいは都道府県知事）に解体を行う旨の届出を行い、届	事前調査及び石綿ばく露防止措置等の適切な実施を促すとともに、行政が必要な指導を行うために解体・改修工事の存在を把

	<p>出を受けた労働基準監督署（あるいは都道府県知事）は事前調査命令を下し、期間を定めて事前調査結果の提出を義務づけるべきではないか。（事前調査をあらかじめ適切に行った場合を除く。）</p>	<p>握することを目的として、一定規模以上の解体・改修工事に係る事前調査結果等の労働基準監督署への届出を、石綿等の使用の有無に関わらず義務づけることとしています。</p> <p>なお、吹付石綿等又は石綿含有保温材等の除去等を行う場合は、工事計画が適切であることを事前に確認するため、14日前に計画届を労働基準監督署に届け出ることを義務づけることとしています。</p>
39	<p>提出した届出について、監督署の職員が確認、承認、捺印等したものを工事現場に掲示させるべき。</p>	<p>（労働基準監督署に届け出る）事前調査結果のうち、調査場所及び石綿等の使用の有無の概要を労働者が見やすい場所に掲示することを義務づけることとしています。</p>
40	<p>報告の項目要件を定め、労働基準監督署が内容を精査し、必要があれば再調査を指示できる旨規定し、又は解体工事の許可を下ろさないようにするべき。虚偽報告がないようにする仕組みも必要。</p>	<p>一定規模以上の解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出における届出事項については、石綿則及び様式で具体的に定めることとしています。</p> <p>また、届け出られた内容については、届出内容に疑義がある工事は指導等の対象とすること等により、適正な届出の履行確保を図ってまいります。</p>
41	<p>対象を一定規模以上ではなく全て対象とすべき。</p>	<p>事前調査結果等の届出については、検討会報告書を踏まえ、あくまで石綿飛散リスクの高い工事を把握、指導することを目的として、一戸建て住宅等も含めた建築物の解体工事の大部分を対象とするとともに、これと同規模の改修工事、石綿の使用可能性が高い工作物（以下「特定の工作物」という。）に係る同規模の解体・改修工事も対象とすることとしています。</p>
42	<p>一定規模以上を明示してほしい。</p>	<p>事前調査結果等の届出の対象は、検討会報告書を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体工事部分の床面積の合計が 80 m²以上の建築物の解体工事 ・請負金額が 100 万円以上である特定の工作物の解体工事 ・請負金額が 100 万円以上である建築物又は特定の工作物の改修工事

		とすることとしています。
43	一定の要件に該当する工事を対象外としてほしい。	事前調査結果等の届出については、検討会報告書を踏まえ、一定の規模以上の建築物の解体工事を対象とするとともに、これと同規模の改修工事、特定の工作物に係る同規模の解体・改修工事を対象とすることとしています。
44	石綿の除去等以外の作業に関わる費用については、届け出の対象となる請負工事額（設定予定額 100 万円）から除外できることとしてほしい。	届出対象の基準となる請負金額については、検討会報告書を踏まえ、材料費も含めた工事全体の請負金額とすることとしています。
45	報告様式について、材料ごとの量又は面積についても記載欄を設けるべき。	検討会においては、事前調査結果等の届出はなるべく簡易なものとするべきとの議論があり、検討会報告書を踏まえ、事前調査結果等の届出は、材料ごとの石綿の有無、作業時の措置等を記載することとしています。
46	報告様式について、「事前調査ができなかった箇所の有無」の項目を追加すべき。	事前調査は、解体・改修等に係る全ての材料を対象にしていることから、届出においても、事前調査を行った全ての材料を対象としています。 工事着工後に新たに調査が必要な材料が見つかった場合は、改めて事前調査を行い、追加で届出を行うこととしています。
47	戸建て住宅も含め、小規模の工事に対して、事前調査結果を届出させる方策を示していただきたい。	小規模の工事を含め、広範な工事が届出対象となるため、解体・改修工事にかかわる全ての事業者にも周知徹底されるよう、関係省庁等とも連携して取り組んでまいります。
48	建設事業者の過度な負担にならないように、現実的な配慮をお願いしたい。	また、届出を行う事業者の負担を勘案し、届出は原則として電子届で行うこととし、スマートフォンなどからも届出が可能なシステムを開発する予定です。
49	建築物も工作物と同様に、初回工事のみを届出として、それ以降は不要とすることが妥当である。	御指摘のとおり、工作物については、数年に一度の定期修理等の度に同じ場所を工事することが想定され、その都度届出を求めることは合理的でないことから、初回の定期修理等のみを届出対象ととし、その旨通知でお示しする予定です。これに対し、

		<p>建築物については、数年に一度の定期的な修理は想定されないことから、同様の扱いとしておりません。</p> <p>なお、過去に事前調査に相当する調査が行われている建築物等については、当該相当する調査の記録を確認することで足りることとしています。</p>
50	労働基準監督署の担当者の教育、内容をチェックする体制の確立が必要ではないか。	新たに届出義務を定めた規定の施行に当たり、労働基準監督署における対応が適切に図られるよう、研修の実施や必要な体制の整備に努めてまいります。
概要の2（1）カに関するご意見等（吹付石綿等の除去作業に関するもの）		
51	「集じん・排気装置の設置場所を変更」、「その日の作業を中断」とはどういう状況か。	<p>作業中に足場が当たって集じん・排気装置の集じん機とダクトの接合部が外れたこと、作業中断時などにおける作業員の作業場の出入りの際に負圧管理が不十分となったこと等が原因で、石綿等が隔離を行った作業場所の外に漏えいした事案が確認されていることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集じん・排気装置については、設置場所を変更したときその他変更を加えたときに漏えいの有無を点検すること、 ・ 負圧についてはその日の作業を中断したときに、負圧の状況の点検を行うこと <p>を義務づけることとしています。</p>
52	負圧に保たれていることだけでは、漏えいを防いでいることを示せず、濃度測定が必要である。位相差/偏光顕微鏡法などの迅速法を用いた現地分析を行う必要がある。また、基準値を決めなければ規制は出来ない。	石綿則においては、吹付石綿等の除去等の作業を行うときは、作業場所を隔離し、負圧に保つことを求めており、適切に負圧が保たれ、集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏えいがなければ、外部に石綿が漏えいするおそれはないと考えています。このため、集じん・排気装置の点検及び負圧の点検を規定していますが、集じん・排気装置の稼働や負圧の維持が不十分な事案が認められたことから、検討会での議論を踏まえ、漏えい監視の強化として、

		作業中断時にも負圧を点検する等、点検の頻度を追加することとしています。
53	点検には、感度の悪いデジタル粉じん計や校正のできないFAMでは無く、位相差偏光顕微鏡法による測定を実施するようになければならない。また、基準値を決めなければ規制は出来ない。漏えい点検に用いる機器や具体的方法を明示すべき。	点検の具体的な方法は、マニュアル等でお示ししています。
54	その日の作業の開始時にも点検を行うべきである。	現行の石綿則において、その日の作業を開始する前に、負圧に保たれていることを点検することとされています。
55	点検する箇所は排気口付近だけでは不十分。	石綿則においては、吹付石綿等の除去等の作業を行うときは、作業場所を隔離し、負圧に保つことを求めており、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成26年3月31日付け技術上の指針公示第21号。以下「指針」という。）において、負圧の点検方法として、「隔離空間の内部の吹き付けられた石綿等の除去等を行う全ての対象部分並びに床面及び壁面に貼った全てのプラスチックシートについて目視及びスモークテスターで確認すること」としています。漏洩が生じる可能性が考えられる場所は、負圧が不十分な場所又は隔離空間から外気に通じている集じん・排気装置の排気口であり、これらの箇所の点検によって、適切に負圧が保たれ、集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏えいがないことが確認できれば、外部に石綿が漏えいするおそれはないと考えています。
56	石綿等の粉じんの漏えいが確認できるのは石綿モニタリング後の2時間後であり、漏洩を確認できたとしても2時間は作業が進んでしまっている為、現実的ではないのではないか。	集じん・排気装置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無の点検は、指針において、デジタル粉じん計、リアルタイムモニター等の空気中の粉じん濃度を迅速に

		計測できるものを用いて行うこととしています。
57	集じん排気装置自体の校正に伴う記録も各会社で保管を義務付けるべき。	集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏えいに関する点検結果は、作業の実施状況の記録として保存することを義務づけています。
58	「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書」には除去の完了の確認を義務化することが記載されているが、省令案にはないため、追加すべきである。	検討会報告書を踏まえ、吹付石綿等の除去等の作業を行う場合に義務づけている隔離を解くためには、石綿等に関する知識を有する者が、石綿等の除去が完了したことを確認しなければならないこととしています。
59	石綿則においては、石綿除去作業後の取り残し確認の基準がない点が気になる。取り残し確認の基準の追加記載を希望する。	石綿等の除去が完了したことを確認するための具体的な方法については、今後通知等でお示しする予定です。
60	除去工事後の確認を検体採取で分析するよう検討いただきたい。	
61	除去完了の確認は第三者又は公的機関が行うべきである。	<p>検討会報告書を踏まえ、吹付石綿等の除去等の作業を行う場合に義務づけている隔離を解くためには、石綿等に関する知識を有する者が、石綿等の除去が完了したことを確認しなければならないこととしています。石綿に関する知識を有する者については、石綿作業主任者又は事前調査を行う者の要件を満たす者とすることを通知等でお示しする予定です。</p> <p>なお、除去完了の確認も含めて、作業の実施状況を写真等により記録し、3年間保存することを義務づけており、工事終了後においても、除去完了の確認が適切に行われたかどうかを労働基準監督署が確認することなどにより、当該確認の適切性は確保可能であると考えています。</p>
62	石綿は時に目に見えない位、小さな物質となる。目視できない。よって、機器等で客観的数値等で検証しないと除去がちゃんと出来るのか、飛散しなかったのか等、確認できない。規則を作っても作	<p>石綿等の除去が完了したことを適切に確認するための具体的な方法については、今後通知等でお示しする予定です。</p> <p>また、検討会報告書を踏まえ、吹付石綿等の除去等の作業を行う場合に義務づけて</p>

	<p>らなくてもそれが出来ないなら規則を作る意味がない。また資格のない素人がやると、その作業も石綿ばく露して危険。またプロでも除去作業を完全にすることは難しいという物質である。</p>	<p>いる隔離を解くためには、石綿等に関する知識を有する者が、石綿等の除去が完了したことを確認しなければならないこととしています。石綿に関する知識を有する者としては、石綿作業主任者又は事前調査者の要件を満たす者とするを通知等でお示しする予定です。</p>
<p>概要の2 (1) キに関するご意見等 (石綿含有成形品に対する措置に関するもの)</p>		
63	<p>隔離 (養生) のみでなく、負圧除塵やセキューリティールームも義務とすべき。 周辺や隔離区域内での濃度測定も必要であり、届出どおり作業をしていることを石綿気中濃度測定によりチェックし、漏えいと認められた工事に対する罰則等の措置を設けるべき。</p>	<p>石綿含有成形品のうち、切断等を行った場合に、吹付石綿等や石綿含有保温材などのいわゆるレベル1、2の材料に比べると飛散性が低いものの、比較的高濃度の石綿の飛散がみられたもの (以下「石綿飛散性の高いレベル3材料」という。) については、湿潤な状態にすることに加えて、負圧まで行わない簡易的な隔離措置を講じることにより、外部への飛散が抑制出来るとの調査結果が、環境省の実施した石綿含有成形品の除去現場における調査により得られています。そこで、石綿則では、湿潤な状態とすることに加え、負圧を伴わない隔離を義務づけることとしています。</p>
64	<p>届出を出し認証する仕組みにすべき。</p>	<p>石綿飛散性の高いレベル3材料については、負圧を伴わない隔離を義務づけることとしており、集じん・排気装置の設置、前室の設置、負圧の維持等の複雑な設計は不要であることから、計画届の対象とはしておりません。</p>
65	<p>隔離を撤去する際に求める措置を明確にすべき。</p>	<p>現行の石綿則第4条において、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法等を示す作業計画を定めること等が義務づけられています。そして、この作業計画の作成に際しては、廃棄物の適切な処理等についても定めることが望ましいとされています。 また、同令第32条の2において、石綿等を取り扱う作業等に使用した器具等につい</p>

		<p>て、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならないことを規定しており、引き続き、これらの確実な履行により、除去作業後の飛散防止が徹底されるよう努めてまいります。</p> <p>なお、負圧を伴わない隔離を義務づける石綿含有成形品については、建築物等に張り付けられている状態においては、石綿等の粉じんが飛散する材料ではなく、仮に取り残しがある状態で隔離を解いた場合においても、取り残した石綿含有成形品から石綿等の粉じんが飛散することは想定されません。</p>
66	<p>切断等以外の方法とはどのようなものか例示すべき。剥離材を用いた場合には、「切断等以外の方法」に含めるべき。</p>	<p>切断等以外の方法がどのようなものかについては、通知等でお示しする予定です。なお、剥離剤を用いて、材料を湿潤な状態なものにすることは、切断等の作業において義務づける湿潤な状態のものとするに該当すると考えています。</p>
67	<p>「隔離する等」ではあいまいなので明確化すべき。</p>	<p>作業場所をビニルシート等で隔離する等には、作業場所をビニルシート等で隔離することに加え、石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つことが含まれます。</p>
68	<p>検討会報告書に合わせ、「切断」は「破碎」に変えていただきたい。切断を含むならば、電動工具による切断に限定していただきたい。</p>	<p>「切断等」の「等」には、破碎も含まれます。また、電動工具による場合に限らず、切断等を行った場合には、石綿等の粉じんが飛散するおそれがあるため、電動工具による切断には限定しないこととしています。</p>
69	<p>成形板の撤去に関しては重機による破碎を飛散防止処置なしに行うなど、事実上野放しになっている現場も多々あり、現場と利害関係のない第三者機関による監視等を行うべき。</p>	<p>石綿含有材料を使用する建築物等の解体等の作業において、石綿ばく露防止措置が当該作業において適切に行われたのかを、作業終了後においても確認できるようにすること等を目的として、作業の実施状況の写真等による記録及び3年間の保存を事業者が義務づけることとしています。</p> <p>上記の記録を、労働基準監督署等による指導等において活用することにより、石綿</p>

		ばく露防止措置が適切に行われるよう努めてまいります。
70	大気汚染防止法との整合性がないように思える。	今般の改正は、改正後の大気汚染防止法令と整合のとれたものとするを前提にとりまとめられた検討会の報告書に則ったものとしています。
概要の2(1)クに関するご意見等(仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置に関するもの)		
71	仕上げ塗材の定義を明確にするべき。	仕上げ塗材の定義については、通知等でお示しする予定です。
72	作業場所をビニルシート等で隔離する等の措置又は除じん性能を有する電動工具の使用等の代替措置を講ずるよう努めなければならないとできないか。	「石綿含有仕上げ塗材」を電動工具を使用して除去する作業については、湿潤な状態としていても、気中の総繊維数や石綿繊維数の濃度が比較的高くなった事例があったことから、湿潤な状態のものとするに於いて、負圧を伴わない隔離を義務づけることとしています。
73	隔離を撤去する際に求める措置を明確にすべき。	<p>現行の石綿則第4条において、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法等を示す作業計画を定めること等が義務づけられています。そして、この作業計画の作成に際しては、廃棄物の適切な処理等についても定めることが望ましいとされています。</p> <p>また、同令第32条の2において、石綿等を取り扱う作業等に使用した器具等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならないことを規定しており、引き続き、これらの確実な履行により、除去作業後の飛散防止が徹底されるよう努めてまいります。</p> <p>なお、負圧を伴わない隔離を義務づける石綿含有仕上げ塗材については、建築物に吹き付けられている又は塗られている状態においては、石綿等の粉じんが飛散する材料ではなく、仮に取り残しがある状態で隔離を解いた場合においても、取り残した石</p>

		綿含有成形品から石綿等の粉じんが飛散することは想定されません
74	電動工具の具体的な仕様が必要。電動以外の動力を用いる工具や動力を用いない工具を対象とすべき／電動工具の中でも飛散しやすいものに限定すべき。	石綿含有仕上げ塗材の除去作業において、湿潤な状態にすること等に加え、負圧を伴わない隔離を義務づけることとなる 「電動工具を使用して除去する作業」がどのような作業を指すかについては、通知等でお示しする予定です。
75	隔離（養生）のみでなく、負圧除塵も義務とすべき。	「石綿含有仕上げ塗材」については、吹付け工法により施工されている場合に、「吹き付けられた石綿等」に該当するとして作業場所の隔離及び負圧の維持等の措置を求めてきましたが、除去作業における石綿等の飛散の程度が施工方法で異なるものでないこと、いわゆるレベル1やレベル2の材料ほど高濃度の石綿等の粉じんが飛散しないことから、除去作業等における措置を見直し、負圧の維持は求めないこととしています。改正後においては、石綿含有成形品等のいわゆるレベル3の材料と同様に湿潤な状態のものとすること等の措置を義務づけることとし、また、電動工具を使用して除去する作業については、湿潤な状態としていても気中の総繊維数や石綿繊維数の濃度が比較的高くなった事例があったことから、これらの措置に加え、負圧の維持を伴わない隔離を義務づけることとしています。
76	石綿に関する最高裁判決を踏まえ、仕上げ塗材を除去する際には局所排気装置の設置を義務づけるべき。	
77	届出どおり作業をしていることを石綿気中濃度測定によりチェックし、漏えいと認められた工事に対する罰則等の措置を設けるべき。	石綿含有材料を使用する建築物等の解体等の作業において、石綿ばく露防止措置が当該作業において適切に行われたのかを、作業終了後においても確認できるようにすること等を目的として、作業の実施状況の写真等による記録及び3年間の保存を事業者が義務づけることとしています。 上記の記録を、労働基準監督署等による指導等において活用することにより、石綿ばく露防止措置が適切に行われるよう努めてまいります。

78	<p>現在レベル1相当とみなされている塗材についても、今後は隔離措置だけの対応で良いとの見解になるのか。仕上げ塗材について、届出の要不要、除去の具体的な方法についても明記して頂きたい。</p>	<p>「石綿含有仕上げ塗材」については、吹付け工法により施工されている場合に、「吹き付けられた石綿等」に該当するとして作業場所の隔離及び負圧の維持等の措置を求めてきましたが、除去作業における石綿等の飛散の程度が施工方法で異なるものでないこと、いわゆるレベル1やレベル2の材料ほど高濃度の石綿等の粉じんが飛散しないことから、除去作業等における措置を見直し、負圧の維持は求めないこととしています。改正後においては、石綿含有成形品等のいわゆるレベル3の材料と同様に湿潤な状態のものとする等々の措置を義務づけることとし、また、電動工具を使用して除去する作業については、湿潤な状態としていても気中の総繊維数や石綿繊維数の濃度が比較的高くなった事例があったことから、これらの措置に加え、負圧の維持を伴わない隔離を義務づけることとしています。</p> <p>なお、石綿含有仕上げ塗材を除去する作業については、負圧を伴わない隔離を義務づけることとしており、集じん・排気装置の設置、前室の設置、負圧の維持等の複雑な設計は不要であることから、計画届の対象にはしていません。</p>
79	<p>仕上げ塗材に含有している石綿は、含有率も低く、樹脂で固められているので、飛散の可能性は低い。それをわざわざ除去工事を行って、飛散しやすい形体にするなんて馬鹿げている。耐火目的の石綿含有吹付け材は規制が必要であるが、数%しか入っていない仕上げ塗材と一緒にすること自体が間違い。間違いを認め、「吹付けられた石綿」の定義を変える必要がある。</p>	<p>「石綿含有仕上げ塗材」については、建築物の解体等の作業の中で、一定の方法で除去される際に飛散が認められている状況であり、規制が必要と考えております。この「石綿含有仕上げ塗材」については、吹付け工法により施工されている場合に、「吹き付けられた石綿等」に該当するとして作業場所の隔離及び負圧の維持等の措置を求めてきましたが、除去作業における石綿等の飛散の程度が施工方法で異なるものでないこと、いわゆるレベル1やレベル2の材料ほど高濃度の石綿等の粉じんが飛散しないことから、除去作業等における措置を見</p>

		直し、負圧の維持は求めないこととしています。改正後においては、石綿含有成形品等のいわゆるレベル3の材料と同様に湿潤な状態のものとする等々の措置を義務づけることとし、また、電動工具を使用して除去する作業については、湿潤な状態としていても気中の総繊維数や石綿繊維数の濃度が比較的高くなった事例があったことから、これらの措置に加え、負圧の維持を伴わない隔離を義務づけることとしています。
80	大気汚染防止法との整合性がないように思える。	今般の改正は、改正後の大気汚染防止法令と整合のとれたものとするを前提にとりまとめられた検討会の報告書に則ったものとしています。
概要の2(1)ケに関するご意見等(発注者の配慮義務に関するもの)		
81	発注者とは、元請業者に発注することか、下請負人に発注する元請業者も含まれるのか明確にしていきたい。	石綿則第8条における仕事の発注者は、改正前と同様に「注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。」としています。
82	事前調査及び作業の実施状況の記録は、当該仕事の請負人ではなく発注者が請負人とは別の組織に依頼すべきである。	事前調査結果の保存は、事前調査が適切に実施されたかどうかを、また、作業の実施状況の記録の保存は、石綿含有材料を使用する建築物等の解体等の作業において、石綿ばく露防止措置が、当該作業において適切に行われたのか否かを、作業終了後においても、確認できるようにすること等を目的としているため、作業を行う事業者が保存することを義務づけることとしています。
83	発注者が「配慮しなければならないこと」とは、どの程度の内容であり、配慮しなかった場合にどうなるのか明記して頂きたい。	検討会報告書において、「製造プラント等においては、工事を請け負う事業者が写真等を撮影することについて、発注者(施設の所有者)の許可が必要な場合があるという実態も踏まえ、石綿則において、解体・改修作業の発注者は、当該作業を行う事業者が適切に写真等による記録の作成を行うことができるよう配慮」とされたことを踏

		<p>まえ、解体等の作業を行う事業者には義務づける写真等による作業状況の記録の作成が適切に行われるよう配慮することを発注者に求めるものです。</p>
<p>概要の2 (1) コに関するご意見等 (湿潤化困難な場合の措置に関するもの)</p>		
84	<p>湿潤化とはどういう状態のことをいうのか。湿潤化方法については、水のほか、各種の薬剤による湿潤化もある。湿潤薬剤によっては、水との相性が悪く、油性 (溶剤系) のものもある。さらに、湿潤ののち樹脂などの被膜等を形成し飛散しない状態となる方法もある。それぞれの方法すべてが湿潤化の義務を果たしていると判断してよいか。どのような場面が湿潤化困難な場合として容認されるのか。</p>	<p>石綿障害予防規則第13条においては、石綿等の切断等の作業では、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならないとしており、これは固化剤を吹き付けること等により石綿等の飛散を防振することも含まれます。</p> <p>また、湿潤な状態のものとするのが著しく困難なときとして、掃除の作業において床の状況等により湿潤な状態にすることによって、かえって掃除をすることが困難となるそのあるとき等が含まれるとされています。</p>
85	<p>除じん性能を有する電動工具の使用以外の代替措置は何を想定しているのか。容認できる措置を具体的に示すべきではないか。</p>	<p>除じん性能を有する電動工具の使用以外に石綿等の発散を防止する措置としては、作業場所をビニルシート等で隔離する方法などが考えられます。</p>
86	<p>努力義務ではなく義務規定とすべきではないか。</p> <p>本項目については割り切れない表現であり削除した方がいいのではないか。</p>	<p>現時点で湿潤化と同等以上の有効性をもつことが確実であるとの知見が確立している代替措置はないものの、一定の抑制効果が確認されているため、努力義務としています。なお、除じん性能を有する電動工具についても、検討会における議論において、総繊維数及び石綿繊維数の濃度を抑制することができるとのデータが得られている一方、除じん性能付き電動工具には様々な種類のものがあり、除じん性能についての調査研究も十分に行われておらず、今後さらに調査検討が必要であることから、努力義務とすることとされています。</p>
87	<p>電動工具の具体的な仕様が必要と考える。</p>	<p>上述のとおり、除じん性能付き電動工具には様々な種類のあるところ、除じん性能についての知見やデータの収集等に引き続き取り組んでまいります。</p>

88	<p>除塵性能を有する電動工具を使用する場合、そこからの漏洩の有無を確認する必要があるように思える。負圧除塵機からの漏洩の有無を求める一方、除塵性能を有する電動工具からの漏洩の有無の確認を求めないのは、整合性が取れていないように思える。</p>	<p>ろ過集じん方式の集じん・排気装置の設置が義務づけられる吹き付けられた石綿等の除去等の作業では、石綿等の粉じんの発生量が多く、隣接した場所で作業を行う労働者が当該石綿粉じんにはばく露するおそれがあります。そのため、作業場所を隔離し、集じん・排気装置により負圧を保った上で、集じん・排気装置等からの漏洩の有無等の点検を義務づけているものです。</p> <p>これに対し、今般、湿潤化の代替措置として努力義務とする除じん性能を有する電動工具の使用については、上述のとおり除じん性能についての調査研究も十分に行われておらず、また、除じん性能付き電動工具には様々な種類のものがあり、石綿等の粉じんの漏洩を測定する手法も確立されていない状況であるため、漏洩の有無の確認を法的に義務づける段階ではないと考えており、除じん性能についての知見やデータの収集等に引き続き取り組んでまいります。</p>
<p>概要の2（1）サに関するご意見等（40年保存する記録の項目の追加に関するもの）</p>		
89	<p>報告書では、石綿則35条において調査結果の概要の保存が義務づけられるとあるが、その義務化される概要の項目が不明瞭である。明確に示す必要がある。</p>	<p>石綿則第35条の規定に基づく労働者の作業の記録（40年保存）の記録項目に追加する事前調査結果の概要は、労働基準監督署に届出を義務づける事前調査結果等の報告と同程度の内容を想定しています。具体的には、今後通知でお示しする予定です。</p>
90	<p>40年間保存する記録については、民間の事業者が長期間保存し続けられるかの保証が何もない（注：零細事業主や廃業等する事業主もいるので保存が困難との御意見もあり）ので、公的に保存する仕組みを早急に構築するべきである。</p>	<p>労働者の作業の記録の保存は、労働者の健康管理等を目的とするものであるため、労働者を使用する事業者に保存を義務づけています。</p> <p>なお、石綿則第49条の規定により、事業者が事業を廃止しようとするときは、労働者の作業の記録等を労働基準監督署に提出することとされています。</p>

91	「常時作業に従事する労働者」とは、除去作業に従事する労働者に限定していると考えてよいか。	石綿則第 35 条の規定における労働者として、石綿除去作業等に従事する労働者のみならず、当該作業に伴い石綿等の粉じんを発散する場所における他の作業に常時従事した労働者についても、「作業の実施状況の記録の概要」の保存を義務づけることとしています。
概要の 2 (1) シに関するご意見等 (作業の実施状況の記録の保存に関するもの)		
92	「写真等により記録し」とあるが、「等」には何が含まれるのか。	建築物等の解体等の作業の実施状況の記録 (以下「作業の実施状況の記録」という。) については、当該作業の実施状況を確認できる方法により記録を作成することを義務づけています。写真による方法のほかには、動画による記録等が考えられます。
93	保存年数については 30 年 (注 : 40 年という御意見もあり) とすることを提案する。	作業の実施状況の記録の概要は、石綿則第 35 条の規定に基づく労働者の作業の記録 (40 年保存) の記録項目に追加していません。
94	記録を 3 年間保存するのは事業者、すなわち実際に除去等作業を実施した元請業者から見た一次の下請負人と理解してよいか。「保管の場所」「保管の責任の所在」を示していただきたい。	作業の実施状況の記録の保存は、石綿含有材料を使用する建築物等の解体等の作業において、石綿ばく露防止措置が、当該作業において適切に行われたか否かを作業終了後においても確認できるようにすること等を目的としているため、作業を行う事業者が保存することを義務づけることとしています。
95	調査結果、除去対策計画、実施内容 (環境モニタリングを含む) の台帳等を作成し行政側および事業者側で保存しておくことを提案する。	保管の場所については、具体的に規定する予定はありませんが、保存された記録の内容について確認を要する際に、速やかに確認することが可能な状態での保存が求められます。
96	記録の作成は、当該仕事の請負人ではなく、発注者が解体作業等を行う請負人とは別の組織に依頼すべきである。	
97	すべての建築物解体の情報を保存することは無理があるので一定規模を超える事業とすることを提案する。	石綿ばく露防止措置が適切に行われたか否かの確認は、事業の規模によらず必要であることから、作業の実施状況の記録の保存は事業の規模によらず義務づけることとしています。
概要の 2 (2) に関するご意見等 (計画届の対象を追加することに関するもの)		

98	<p>「吹き付けられている石綿等」の定義を明確に示していただきたい。</p>	<p>「吹き付けられた石綿等」については平成17年3月18日付け基発第0318003号において、「吹き付けられた石綿等には、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するロックウール吹付け材、バーミキュライト吹付け材及びパーライト吹付け材が含まれるものであること。」とお示ししており、平成29年5月31日付け基安化発0531第1号において、「石綿含有建築用仕上塗材について、建築物等に吹付け工法により施工されたものは、使用目的その他の条件を問わず、石綿則の「吹き付けられた石綿等」に該当する」とお示ししているところですが、吹付け工法により施工されている「石綿含有仕上げ塗材」については、除去作業における石綿等の飛散がいわゆるレベル1やレベル2の建材ほど高濃度の石綿等が飛散しない状況が見られることから、除去作業等における措置をこれまでの「吹き付けられた石綿等」の除去作業等に係る措置から見直すこととしております。改正後においては、石綿含有仕上げ塗材は「吹き付けられた石綿等」に該当しませんので、この旨を通知でお示しする予定です</p>
99	<p>配管の保温材をビニールシート等で密閉し、石綿含有建材ではない箇所で切断して処理する場合は計画届出の対象とならないと考えて良いか。</p>	<p>石綿含有保温材の除去の作業を行うときは、工法の如何に関わらず、計画届の対象となります。</p>
<p>概要の2（3）に関する御意見等</p>		
100	<p>「所要の規定を整備する」について具体的に示していただきたい。</p>	<p>概要に記載のあるもの以外に、条項番号のずれ等を修正しています。また、石綿則の改正に伴い、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）で引用されている石綿則の規定の条項番号を修正すると共に、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）への規定の追加（事前調査結果の記録の保存の</p>

		義務付け等に伴うもの)等を行うこととしています。
全体に関する御意見等		
101	それぞれの規制事項について、措置義務者を明確にしていきたい。	概要のケに記載している解体等の作業を行う仕事の発注者に関する規定を除いては、建築物等の解体等の作業を行う事業者が措置義務の対象となります。
概要の4に関する御意見等(施行日に関するもの)		
102	事前調査者及び分析調査者の要件に係る規定の施行日が令和5年10月1日(予定)ならば、事前調査結果の労働基準監督署への届出に係る規定の施行日も令和5年10月1日(予定)以降にしなければ、調査内容の結果と品質にバラツキと差が生じてしまうのではないか。	事前調査結果等の届出は、事前調査及び石綿ばく露防止措置等の適切な実施を促すとともに、行政が必要な指導を行うために解体・改修工事を把握することを目的としています。不適切な事前調査が行われている事案が認められることから、可能な限り早期に施行する必要があると考えており、届出に必要な電子システムの開発期間を見込み、令和4年4月1日施行としています。
103	事前調査者については、令和5年施行となっているが、少しでも専門知識のある者での調査を前倒しにすべきである。	事前調査を行う者については、建築物等の解体等の作業を行う可能性のある事業者の数等から推計すると、今後30~40万人程度の方に講習を受講していただく必要があると考えております。必要な人数の確保に必要な期間として、3年程度を見込み、令和5年10月に施行することとしています。
104	事前調査者及び分析調査者の要件に係る規定の施行日については、他の条文同様、令和3年4月からの施行とすべきである。	また、分析調査を行う者についても、現在分析の業務に従事している方のうち、すでに分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有すると認められる者は一部にとどまっていることから、必要な数の確保に必要な期間として、同様に3年程度を見込み、令和5年10月に施行することとしています。
105	施行期日が項目ごとに細かく規定されているが、可能な限り前倒しするべきではないか。被害がなくならないために改正するので、そのためにはできるだけ早	ご指摘のとおり、労働者が石綿にばく露しないようにするための対策は可能な限り早期に実施する必要があると考えております。特に、措置を強化する石綿含有成形品に係る規定は、一定の周知期間を確保しつ

	期に実行力の伴う法令改正が必須である。	つ、令和2年10月1日に、先んじて施行することとしています。
106	多くの事業者は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の継続・回復に向けて、対応に苦慮している状況にある。施行に際し、対象事業者への認知、理解の徹底、事業者の体制構築等を確実にを行う為、現改正案で令和3年4月1日とされている施行期日は、少なくとも1年程度遅らせることを要望する。	労働者が石綿にばく露しないようにするための対策は可能な限り早期に実施する必要があると考えており、令和3年4月1日に施行することとしています。 今後、事業者等に対する周知に万全を期してまいります。
その他改正内容に関係のない御意見等		
107	石綿の定義を正しく示し、ウィンチャイト及びリヒテライトについても分析対象として示すことが必要。	石綿の定義は、平成18年08月11日付け基発第811002号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」において、「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトをいうこと」としています。 石綿の定義は、引き続き最新の知見に基づき必要に応じて見直していくこととしています。
108	吹付石綿等の除去を行う事業者については、ILO条約に基づき、又は諸外国の例に倣い許認可制とし、第三者による石綿濃度の測定、監視、記録の保存が必要である。	吹き付けられた石綿等の除去を行う作業については、計画届の提出が義務づけられており、当該計画届により事前に労働基準監督署で工事の計画が適切か確認し、必要に応じて計画の変更などを求めることにより、適切な作業の実施を確保しています。 また、石綿等の除去等の作業におけるばく露防止対策が当該計画に基づいて適切かつ確実に行われるようにするため、新たに作業の実施状況を写真等により記録し、3年間保存すること等を義務づけるとともに、これらに違反した場合は罰則の対象としております。当該記録の保存の状況等を行政が確認し、指導等を行うことにより、適切な石綿等の除去等の作業の実施を確保していきたいと考えています。

109	<p>建築士・建設業者・解体業者への丸投げ発注を禁止し、事前調査の分離発注化と、解体時の義務の罰則法制化を進める必要がある。</p>	<p>石綿等の使用の有無に関する事前調査の結果に基づいて適切な条件による解体・改修工事の発注が行われるようにするため、注文者による解体工事等の発注に際しては、事前調査等の結果等を踏まえて作業等の方法、費用又は工期等について法令の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないこととしています。</p> <p>なお、解体・改修作業において事業者に義務付けている石綿ばく露防止対策（発注者に対する義務であるケ及び努力義務であるコを除き、概要の2（1）及び（2）の全て）については、罰則の対象となっています。</p>
110	<p>建設業の下請け構造の中で、孫請け、ひ孫請けをした企業は、石綿除去に関し必要な知識を身に付けておらず、石綿の取り残しや飛散が発生する可能性が高く、作業員の安全確保が不十分だと考える。</p> <p>実際に除去にあたる作業者の知識レベルを問う項目が少ないことに疑問を感じる。</p>	<p>石綿等の除去等の作業を実施するときは、事業者の規模にかかわらず、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、作業方法の決定、労働者の指揮等をさせなければならないこととされています。</p> <p>また、石綿等の除去等の作業に従事する労働者に対しては、石綿の有害性や発散抑制のための措置、保護具の使用方法等に関する特別の教育を行うことが義務づけられています。</p> <p>引き続きこれらの義務の履行確保の徹底を図ってまいります。</p>
111	<p>事前調査者及び分析者について、罰則の適用、更新制度の運用、試験問題の管理を厳格にするとともに、実地研修を必須項目とする必要がある。</p>	<p>建築物の解体・改修作業を行う場合には、事業者に対して、大臣が定める講習を修了した者等による事前調査又は分析調査を義務付け、これに違反した場合は罰則の対象としています。</p> <p>なお、当該講習に係る制度の具体的な内容や運用については、告示等で定めることとしています。</p>
112	<p>解体記録保存期間については、石綿則と同期間でよいと思う。</p>	<p>石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業の実施状況の記録については、石綿則で定めることとしています。</p>

113	<p>石綿作業主任者制度を見直すべき。解体及び改修工事作業を管理する者は現状の石綿作業主任者講習修了者だけの知識では不十分であり、建築物石綿含有建材調査者と同等の知識を有する石綿作業管理者の養育及び資格の創設が必要。</p>	<p>石綿等の解体等の作業を管理する石綿作業主任者については、石綿による健康障害及び予防措置に関する知識、作業環境の改善方法に関する知識、保護具に関する知識及び関係法令に関する講習の受講を義務づけており、引き続き当該講習の適切な実施を図ってまいります。</p> <p>なお、建築物石綿含有建材調査者は、石綿等の解体等の作業の管理ではなく、作業を開始する前の事前調査を実施する者であり、事前調査に必要な知識に関する講習の受講を求めているものです。</p>
114	<p>レベル1、2及び飛散性の高いレベル3除去現場では、工事開始前の第三者による養生確認が重要。</p>	<p>いわゆるレベル1、2の建材（吹き付けられた石綿等）の除去を行う作業については、計画届の提出が義務づけられており、当該計画届により事前に労働基準監督署で隔離の方法を含め工事の計画が適切か確認し、必要に応じて計画の変更などを求めることにより、適切な作業の実施を確保しています。</p> <p>負圧を伴わない隔離を義務づけることとしている石綿飛散性の高いレベル3材料の除去作業については、集じん・排気装置の設置、前室の設置、負圧の維持等の複雑な設計は不要であることから、計画届の対象とはしておりませんが、いずれの作業についても、石綿等の除去等の作業におけるばく露防止措置が適切かつ確実に行われるようにするため、新たに作業の実施状況を写真等により記録し、3年間保存すること等を義務づけるとともに、これらの義務に違反した場合は罰則の対象とすることとしました。これらの記録を労働基準監督署等が確認し、指導等を行うことにより、適切な石綿等の除去等の作業の実施を確保していきたいと考えています。</p>
115	<p>剥離剤併用手工具ケレン工法を用いて作業する場合は特に取り残しが発生しや</p>	<p>石綿則におけるばく露防止措置を検討するため、検討会においては、様々な建材に</p>

	<p>すく、解体・改修時に石綿を含有したまま解体が行われることは、作業員の安全面を考えると除去工法として適切でないと考え。そのため、今回の改正では実際の作業に即したルール作りを求める。個別の工法に関するご質問・御意見。</p>	<p>係る作業について、作業条件ごとに、気中の総繊維濃度や石綿繊維濃度を測定したデータに基づいて検討を行っているところです。今後も引き続き検討を進め、作業ごとのリスクに応じた規制を行っていく考えです。</p>
116	<p>石綿除去作業現場における石綿濃度測定を義務づけるべきである。</p>	<p>建築物等の解体・改修作業は、作業場所、作業内容が時々刻々と変化する非定常作業であることに加え、石綿の濃度をリアルタイムで測定する技術は確立されていません。このため、気中濃度測定を実施したとしても、その結果が得られるまでの間に作業場所、作業内容が変わってしまうなど、測定結果をばく露防止措置に反映することは難しいと考えられます。</p> <p>このような事情から、現時点で石綿除去作業における石綿の気中濃度測定を義務づけるよりも、ばく露防止措置を徹底することが、当該作業に従事する労働者の安全を確保するために必要であると考えています。</p> <p>一方で、石綿の気中濃度に応じた適切な呼吸用保護具の選定を行うことは重要であることから、今後国において様々な解体・改修作業における石綿の気中濃度に係る測定結果をとりまとめて公表することにより、類似の作業を行う場合は、気中濃度測定を行わなくても必要な呼吸用保護具の選定ができるよう支援していくこととしています。</p>
117	<p>記録の作成に加えて、作業環境測定が適切に行われるように配慮する必要性を追記することを提案する。</p>	<p>建築物等の解体・改修作業は、作業場所、作業内容が時々刻々と変化する非定常作業であることに加え、石綿の濃度をリアルタイムで測定する技術は確立されていません。このため、気中濃度測定を実施したとしても、その結果が得られるまでの間に作業場所、作業内容が変わってしまうなど、測定結果をばく露防止措置に反映することは難しいと考えられます。</p>

		<p>このような事情から、現時点で石綿除去作業における石綿の気中濃度測定を義務づけるよりも、ばく露防止措置を徹底することが、当該作業に従事する労働者の安全を確保するために必要であると考えています。</p> <p>そして、現時点で測定自体を義務づけていないため、これに対する配慮義務も定めておりません。</p>
118	石綿についてもリスクアセスメントを義務化する必要がある。	<p>リスクアセスメントは、有害性等が確認されている化学物質について、その取扱い作業ごとに見積もったリスクに応じて措置を検討・選択し、当該化学物質による健康障害のリスクの低減を図ることを目的としています。</p> <p>石綿については、過去に建てられた建築物等の解体・改修作業において石綿へのばく露リスクが考えられますが、そうした作業については既に作業の内容ごとに個別具体的に石綿則でばく露防止措置等を義務付けており、健康障害防止のための必要十分な対策が講じられる仕組みとなっています。したがって、事業者がリスクに応じて措置を検討・選択することを目的とするリスクアセスメントを重ねて義務づける必要はないと考えています。</p>
119	労働安全衛生法違反者への罰則が甘すぎる。違反事業者への罰則を強化すべきである。	<p>石綿則の遵守徹底を図るため、これまでも行政の重点課題として指導等に取り組んでおりますが、今般の石綿則改正による各種記録の保存の義務化等の方針を踏まえ、建設業の事業者の店社に対して指導を行うなど、指導をより効率的・効果的に行うことで、法令の遵守徹底の強化を図っていきたいと考えています。</p>
120	法規制により管理監督する労働基準監督署の専門官が不足するため、人・予算の強化と民間の知識のある組織等の活用を積極的に行うべきである。	<p>今般の改正内容のうち、労働基準監督署等の監督機関の負担増大が予想される事項については、効率的な事務が可能になるよう制度設計を工夫しています。例えば、新たに義務づける事前調査結果等の届出につ</p>

		<p>いては、原則として電子システムを使用して届け出ることとしています。これにより、指導対象とすべき事業者の選定について、あらかじめ条件を設定して自動的に対象を絞り込むこと等が可能となります。</p> <p>また、作業記録や請負事業者等の各種記録の保存の義務化により、建設業の事業者の店社に対しても効率的に指導を行うこと等が可能になると考えています。</p> <p>以上の取組に加え、石綿対策に必要な予算と人員体制の確保に、引き続き努めてまいります。</p>
121	解体工事よりも、改修工事の方がリスクが高いことを周知すること。	<p>作業に伴う石綿の飛散リスクは、様々な条件で異なるため、解体工事と改修工事を単純に比較することはできませんが、いずれの工事についても、飛散によるリスクや必要な対策についての周知徹底に努めてまいります。</p>
122	石綿を使用した建築物の把握と安全管理、除去、廃棄を通じて「石綿のない社会/環境」を実現することを目標に掲げ、達成目標時期とロードマップをもった体制を確立すべきである。	<p>石綿則では、労働者が石綿等の粉じんにはばく露し得る状況に応じて個別に規制を設け、事業者に適切なばく露防止措置を講じるよう義務づけています。すなわち、吹付け石綿、石綿含有保温材等の材料が、労働者の就業する場所に露出し、損傷・劣化している場合は、労働者が石綿粉じんにはばく露するおそれがあることから、石綿則において、除去、封じ込め又は囲い込みを行うことを義務づけています。</p> <p>また、建築物に吹き付けられている材料等が石綿を含有しているか分からない場合は、石綿が使用されているかどうか調査するよう指導しているところです。</p> <p>引き続きこれらの徹底を図り、労働者のばく露防止を図ってまいります。</p>
123	建物の持ち主は、建物にアスベストが使用されていることを知らない。改修工事や売却をしようとしたときに、資産だと思っていた建物が、突然に負債に代わる。新築当時には、問題なかった建材を	<p>石綿則は、労働者が石綿による健康障害を受けることを防止するため、石綿等を取り扱う労働者が石綿粉じんにはばく露することがないように、労働者を雇用する事業者に対して必要な措置を講じることを義務付</p>

<p>使っていたにも関わらず。危険性が分か つていながら作り続けたメーカーや、放 置していた厚労省や、国交省の役人は全 く責任を取らない。厚労省は、責任を全 部建物のオーナーに押し付けている。本 気で対策するなら、全国にアスベスト署 でも作って、調査、分析、除去を一体と して行う様にしないと徹底できない。現 存する建物、工作物、船舶の大多数を対 象とするので、膨大な人員と予算、時間 が掛ることになる。</p>	<p>け、その遵守の徹底を図るために、労働基 準監督署等による指導、実施調査等を行っ ています。 引き続き、これらの対策に取り組んでま いります。</p>
--	---